

青色申告特別控除 55 万円の適用を受ける要件

不動産所得及び事業所得を営む者が青色申告特別控除 55 万円の適用を受けるには、事業所得に係る損益計算書と貸借対照表を添付すればよいか？

【所得税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12792911867.html>